

前橋市営住宅入居者生活支援事業におけるトライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

前橋市営住宅（以下、「市営住宅」という。）の入居者は、高齢化が進み日常生活や社会生活を営む上で困難を有する状況になっています。そういった方々に対する生活支援の一環として、広く民間事業者から支援活動のアイデアを収集し、今後の具体的な可能性を探るために実施するものです。

※トライアル・サウンディングは、市営住宅の敷地内において、そのフィールド特性を活かした提案事業を試験的に行う民間事業者を募集し、一定期間暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する可能性を調査する制度と位置づけています。

2. 対象地の概要

(1) 対象施設 市営住宅

(2) 対象エリア

ア 広場及び緑地

イ 通路

ウ 駐車場

(3) 除外場所

上記エリアのうち、入居者等の通常の使用を妨げる場所や、入居者の生活の安定を損なうおそれがあると認められる場所は、対象地から除きます。

※詳しくは、前橋市役所建築住宅課（以下、「建築住宅課」という。）へお問い合わせください。

3. スケジュール

(1) 提案書類の提出 令和6年4月1日（月）受付開始、以降は随時受付

(2) 提案審査 適宜

(3) 提案事業の実施 認定日から認定した年度の3月31日まで

(4) 実績報告書の提出 提案事業終了後1か月以内

4. 提案者の資格要件等

(1) 提案者の資格要件は次の全ての条件に該当する者とします。

ア 当該事業の目的及び内容等を十分理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力を有する前橋市内の民間企業、NPO法人、個人事業主または任意団体等とします。

イ 単独またはグループ（複数の企業、団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 前橋市や群馬県住宅供給公社との協議や調整ができ、併せて、提案内容に変更等が生じて柔軟に対応すること。

(2) 提案者の制限

提案時において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ウ 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当している者
- エ 法人税、消費税若しくは地方消費税または市町村税を滞納している者
- オ 宗教活動または政治活動を主たる目的としている者

5. 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全ての要件に該当する支援活動とします。

- ア 入居者の日常生活等を支援し、利便性、サービス及び満足度の向上等に資するものであること。
- イ 確実かつ適切に実施できるものであること。
- ウ 入居者または周辺住民に危険や被害を及ぼし、または生活の安定を損なうおそれがないこと。
- エ 提案事業の実施に要する費用及び物資の調達等について、前橋市及び入居者に対し、その負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは対象外とします。

- ア 政治的または宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- カ その他、前橋市が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 実施期間・時間

ア 期間

提案に対する認定日から認定した年度の3月31日までの範囲内で、前橋市、群馬県住宅供給公社と協議の上、決定した期間とします。

なお、期間内での複数回の実施が可能です。

イ 時間

提案事業の実施に必要な最小限度で、前橋市、群馬県住宅供給公社と協議の上、決定した時間とします。

※ 期間及び時間の設定に当たっては、事前に相談してください。

6. トライアル・サウンディングの手続

(1) 提案書類の受付

応募を希望する事業者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した以下の提案書類を、建築住宅課へ持参または電子メールにより提出してください。

【提案書類】

ア 提案事業概要書（様式第1号）

イ 事業を行う場所を示した平面図等

ウ 事業者の概要（様式第2号）

エ 事業者の定款または寄付行為、役員名簿（事業者が個人事業主の場合を除く。）

オ 誓約書（様式第3号）

※ 提案書類の作成等のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に建築住宅課へ連絡し、日程を調整した上で行ってください。

(2) 提案審査

提案書類の内容が「5. 提案要件」に合致することを審査し、提案事業を認定した上で、認定証を交付します。なお、条件を付した上で認定する場合があります。

審査に当たって、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

(3) 提案事業の実施

認定証が交付された後、遵守事項（「7. 留意事項」を参照）を確認の上、提案事業の準備から撤去まで、事業者が責任を持って実施してください。

なお、次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止していただくことがあります。

ア 「4. 提案者の資格要件等」及び「5. 提案要件」のいずれかに該当しなくなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載が判明したとき

ウ 付された条件や遵守事項に反したとき

エ 提案事業の継続または維持が困難となる特別の事情が生じたとき

(4) 事業内容の変更

実施場所や時間の変更を希望する場合は、事前に建築住宅課へ相談してください。内容を確認の上、必要な手続を案内します。なお、事業そのものの変更は認められません。

(5) 実績報告書の提出

原則として提案事業終了後1か月以内に実績報告書（様式4）を、建築住宅課へ持参または電子メールにより提出してください。

(6) ヒアリング調査

必要に応じて、ヒアリング調査を行うことがあります。

7. 留意事項

(1) 遵守事項

提案事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守してください。

- ア 必要とされる関係法令等に基づく届出をし、または許認可等を受けていること
- イ 提案し、認定された場所や時間の範囲内で実施すること
- ウ 市営住宅敷地内では、認定証を外部から見える位置に表示すること
- エ 市営住宅の施設または設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用すること
- オ 入居者等から苦情等の申出を受けたときは、これを誠実に処理すること

(2) 使用料

使用料は徴収しません。

(3) 賠償責任

事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により、市営住宅の施設または設備に損害を与えたときは、これを原状に回復してください。また、他人に損害を与えたときは、被害者に対し、その損害を賠償してください。

前橋市は、提案事業の実施によって事業者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負いません。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(5) トライアル・サウンディング後の取扱い

提案事業の実施後も、引き続き、同事業を行うことを希望する場合に、同事業が入居者への支援活動として認められるときは、継続して実施することが可能です。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

8. 提出先・お問合せ先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 建築住宅課（8階）

TEL 027-898-6833

メールアドレス jutaku@city.maebashi.gunma.jp